

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8－②)

施策名		原子力災害からの復興に係る施策の推進				担当部局名		加速化交付金・国土交通班 被災者支援・帰還加速班 復興知見班 企業連携班 インフラ・住宅班		作成責任者名		参事官 中村 武史 参事官 野本 英伸 参事官 八木 俊樹 参事官 伊奈 友子 参事官 小路 剛志		
施策の概要		避難を余儀なくされた方々への支援やふるさとへの帰還に向けた生活環境整備はもとより、原子力災害からの福島の復興及び再生のための取組を総合的・計画的に、かつ責任を持って継続的に講ずる。 ※本表中の測定指標2及び3、達成手段(3)は、令和7年度までの復興庁政策体系中、「「新しい東北」の創造に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」に位置づけ、施策の実施を図ることとした。また、同様に測定指標4、達成手段(4)は、令和7年度までの復興庁政策体系中、「被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」に位置づけ、施策の実施を図ることとした。						政策体系上の位置付け		復興施策の推進				
達成すべき目標		①安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現、②地域経済の再生、③地域社会の再生を早期に実現する。				目標設定の考え方・根拠		「福島復興再生基本方針」(令和7年12月16日閣議決定)第1部			政策評価実施予定時期		令和9年8月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			基準年度		目標年度	6年度	7年度	8年度						
1 原子力災害からの福島の復興と再生の状況		福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	令和8年度	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	令和12年度	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	・測定指標は、原子力災害からの復興に係る施策は、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、原子力災害からの福島の復興と再生を目的に実施されるべきものであることを踏まえて設定した。 ・目標は、毎年度、福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施することとし、各事業の行政事業レビューを踏まえて進捗状況を把握・評価する。					
2 結の場に参加した福島県内企業のうち、経営課題の解決に向けて成果が出たと回答した割合(%)		80%	令和8年度	80%	令和12年度	(1,738件)	(1,800件)	80%	結の場事業は、大手企業と福島県内企業とが対話することによって、参加した福島県内企業の経営課題が解決されることを目的とするものであり、測定指標は、より多くの福島県内の企業の経営課題が解決されることが望ましいことを踏まえて設定した。 目標値については、これまで、「マッチング等による被災地企業の経営課題解決件数」を測定指標としており、被災地ニーズおよび採択見込みの事業規模を精査し、件数について目標値を設定していた(「年度ごとの目標値」において「()」を付した箇所)ところ、事業の見直しをおこなったことにより、基準年度である令和8年度の目標値について、アンケート実績を参考に目標を設定した。具体的には、令和7年度に結の場に参加した事業者26者からの回答のうち、肯定的な評価を回答した者(19者)の割合 73.1%(=19/26×100)を基に令和8年度の目標値を設定した。令和12年度においても、同程度の水準を維持することを目指して、令和12年度目標を設定した。					
3 復興に係る好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたワークショップ及びセミナー参加者の満足度(%)		80%	令和8年度	80%	令和12年度	-	-	80%	測定指標は、ワークショップ及びセミナーの参加者がこれらを理解する事を通じて、長期的には、東日本大震災の復興に係る好事例やノウハウの被災地内外へ展開につながるため、「ワークショップ及びセミナーの参加者の満足度」を設定した。 基準年度である令和8年度の目標値及び目標年度である令和12年度の目標値については、令和7年度における類似事業におけるセミナーの参加者へのアンケートにおいて、「非常に満足した」「満足した」の割合が約8割であったことからこれらを参考に新たな目標を設定した。					
4 住まいの復興給付金を利用した住宅再建世帯数(累計)		29,777件	令和8年度	30,911件	令和12年度	29,678件	29,796件	29,777件	・測定指標は、「消費税及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、「被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応しうる措置として、…(中略)…給付措置を行う。」とされていることを踏まえて設定した。 ・令和8年度の目標値は、これまでの給付実績のトレンドにより算出している。また、福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」での新規申請受付について、令和12年度まで延長したため、新たに設定する令和12年度の目標値は、原子力災害に関する避難指示の解除等を考慮し、今後避難指示解除がなされる可能性のある地域で見込まれる給付件数を、帰還意向調査において帰還意向あり又は保留と回答された件数を基に想定し、これまでの給付実績のトレンドに加算して設定した。					
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						令和8年行政事業レビュー 予算事業ID	
		5年度	6年度	7年度	8年度									
(1) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費(平成27年度)		82億円(46億円)	53億円(39億円)	52億円(40億円)	52億円	1	福島復興再生特措法等に基づき、住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行う。また、被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を行う。						000499	
(2) 福島再生加速化交付金(平成25年度)		800億円(632億円)	722億円(569億円)	688億円(527億円)	591億円	1	避難指示解除に伴い、長期避難者への支援とともに住民の早期帰還やまちの賑わいの再生を一層強化する段階を迎えている福島において、復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策及び新たな住民の移住等の促進の施策等を一括して支援する。						000500	
(3) 「新しい東北」普及展開等推進事業(平成25年度)		3億円(3億円)	3億円(3億円)	2億円(2億円)	1億円	2 3	・東日本大震災の復興に係るノウハウを被災地内外に普及展開するため、東日本大震災の被災地に関心のある若者が福島県を訪問し現地の方と交流するワークショップの開催や、復興に係る好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたセミナー等を開催。 ・福島県内の事業者に対して、大手企業等との対話の場を提供することによる経営課題の解決にむけたきめ細やかな支援を実施。						000501	
(4) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業(平成25年度)		-	-	-	-	4	・東日本大震災により被害が生じた住宅(「被災住宅」)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。 ・対象者からの申請に応じ、基金を取り崩して給付を行う。						017171	
施策の予算額・執行額		885億円(681億円)	778億円(611億円)	742億円(569億円)	644億円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・福島復興再生基本方針(令和7年12月16日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2026」「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～(骨太方針2026)(令和8年7月21日閣議決定)第2章3(1) ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日閣議決定) ・「「新しい東北」の創造に向けて(提言)」(平成26年4月18日復興推進委員会) ・「消費税及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)						